大和市告示第15号

大和市行政協力員制度実施要綱を次のように定める。

令和2年1月22日

大和市長 大 木 哲

大和市行政協力員制度実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、市民の協力を得て市行政の民主的かつ効率的な運営を図るため、行政協力員制度の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

(行政協力員)

- 第2条 行政協力員は、市長が依頼する市行政に係る各種事項に協力するものとする。
- 2 行政協力員の種類、目的及び主な協力事項は、別表のとおりとする。

(身分)

第3条 行政協力員は、地方公務員としての身分を有しない。

(委任)

第4条 この要綱に定めるもののほか、行政協力員について必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

別表 (第2条関係)

名称	目的及び主な協力事項
(1) 商工指導アドバイザー	市内企業等の経営の安定及び発展に資するため、当該経営者等に
	係る相談、指導等を行う。
(2) 都市農業振興推進員	本市の都市農業振興に資するため、農業行政の周知、本市及び農
	家との連絡調整等を行う。
(3) 環境事業推進員	一般廃棄物の減量化、資源化、適正処理等、地域の清潔の保持等
	の推進に資するため、本市の環境施策への協力を行う。
(4) 介護サービス相談員	介護保険制度の円滑な実施に資するため、同制度を広く市民に周
	知するとともに、同制度及び介護保険サービスに関する市民から
	の相談対応等を行う。
(5) 手話通訳者	本市の聴覚障がい者及び音声言語機能障がい者の円滑な意思疎
(a) #\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\	通に資するため、当該者の相談、手続等における意思疎通支援を
(6) 要約筆記者	行う。
(7) 歴史資料調査指導委員	本市における歴史情報の提供及び修史事業の推進に資するため、
	市域の歴史資料の収集、調査、整理等に協力する。
(8) 社会体育振興委員	本市におけるスポーツの推進に資するため、教育機関、行政機関、
	スポーツ団体等が行うスポーツに関する行事、事業等に協力す
	る。
(9) 市営住宅連絡員	市営住宅の円滑な管理に資するため、入居者の状況把握、指定管
	理者との連絡調整等に協力する。
(10) 交通指導員	本市における交通安全の確保に資するため、歩行者及び交通車両
	に対する街頭指導、助言等を行う。